



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年11月14日火曜日 第460号

◇ 目 次 ◇

一部事務組合の規約の変更許可.....	(市町振興課) ...1237
知事指定薬物の指定の失効.....	(薬務衛生課) ...1237
保安林予定森林にする旨の通知(6件).....	(森林整備課) ...1237
解除予定保安林にする旨の通知.....	(") ...1239
保安林予定森林.....	(") ...1239
解除予定保安林.....	(") ...1239
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	(会計課) ...1239
道路の供用開始(県道伊予松山港線).....	(中予地方局管理課) ...1239
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...1240
道路の区域変更(県道大洲野村線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...1240
道路の供用開始(").....	(") ...1240

告 示

○愛媛県告示第1177号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり宇和島地区広域事務組合の規約の変更を許可した。

令和5年11月14日

愛媛県知事 中村時広

1 変更事項

介護保険事業に地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第2項に規定する財務規定等を適用することに伴う所要の変更

2 規約変更年月日

令和6年4月1日

3 規約変更許可年月日

令和5年11月6日

○愛媛県告示第1178号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和5年11月14日

愛媛県知事 中村時広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) N - メチル - 1 - (3 - メチルフェニル) プロパン - 2 - アミン及びその塩類
- (2) 1 - (ベンゾ [d] [1 , 3] ジオキソール - 5 - イル) - 2 - (シクロヘキシルアミノ) ブタン - 1 - オン及びその塩類
- (3) N - (1 - アミノ - 3 , 3 - ジメチル - 1 - オキソブタン - 2 - イル) - 1 - (ペント - 4 - エン - 1 - イル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至

ったため。

3 失効の日

令和5年11月5日

○愛媛県告示第1179号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年11月14日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

四国中央市新宮町新瀬川1272・1274(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1275

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

新宮町新瀬川1275(次の図に示す部分に限る。)、1272、1274

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1180号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年11月14日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
松山市由良町乙30の1（次の図に示す部分に限る）、乙31の4、乙31の7
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1181号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和5年11月14日
愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
東温市下林字西之谷乙191、乙192の3
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西之谷乙192の3（次の図に示す部分に限る。）、乙191
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1182号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和5年11月14日
愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町直瀬乙182の2、乙182の3、乙194の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
直瀬乙182の2・乙182の3・乙194の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1183号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和5年11月14日
愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西予市野村町河西1134、1136、1138、1145、1145の2、1146、1148から1156まで、1159
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
野村町河西1134・1136・1145・1149・1151・1153・1154・1159（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、1152
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1184号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和5年11月14日
愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西予市野村町平野1927の1、1927の2、1928から1933まで、1953、1979から1991まで、2003、2616から2621まで、2622の1、2622の2、2623から2325まで、2626の1、2627から2644まで、2645の1、2646から2648まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 野村町平野1981・1983・1984・1991・2619・2622の1・26
 27から2637まで（以上17筆について次の図に示す部分に限
 る。）、1982、1989、1990

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以
 上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係
 書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1185号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林
 法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
 令和5年11月14日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
 上浮穴郡久万高原町大味川字面河山（国有林。次の図に示す
 部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
 水源の涵養
 - (3) 解除の理由
 道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所
 上浮穴郡久万高原町大味川字面河山（国有林。次の図に示す
 部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
 公衆の保健
 - (3) 解除の理由
 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び久万高原町役
 場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1188号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示す
 る。
 令和5年11月14日

愛媛県知事 中村時広

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
字第 48号	宇和島市三浦西3566番地5	愛媛県漁業協同組合三浦支所	宇和島市三浦西3566番地5	令和5年10月26日

○愛媛県告示第1189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和5年11月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町388番5から 同町508番5まで	令和5年11月18日

○愛媛県告示第1190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年11月14日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
5中局建（開）第26号 令和5年11月2日	東温市上村字式反地甲1009番3、甲1020番3、甲1020番3東側地先里道	東温市上村甲1008番地 津 川 英 聖

○愛媛県告示第1191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年11月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字切畠甲1298番3から 同町大竹字小除甲1293番3まで	旧	メートル 12.1～14.5	キロメートル 0.119	
			新	25.4～32.5	0.119	

○愛媛県告示第1192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年11月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字切畠甲1298番3から 同町大竹字小除甲1293番3まで	令和5年11月14日